

第 8 部 大規模な火事災害対策計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策については、本計画によるものとする。

主な実施機関

市町村，
県(危機管理局，秘書課，管財課，税務課，保健福祉政策課，医療政策課，
健康増進課，薬務課，生活衛生課，農林水産部関係課，県土整備部関係課，
病院局，教育委員会)，警察本部，
四国管区警察局，四国厚生支局，徳島労働局，四国地方整備局，
四国運輸局(徳島運輸支局)，徳島地方气象台，小松島海上保安部，
西日本電信電話株式会社，
(株)エヌ・ティ・ティドコモ四国徳島支店，日本赤十字社徳島県支部，
日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路(株)，本州四国連絡高速道路(株)，
四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，四国電力(株)徳島支店，四国ガス(株)，四国放送(株)，
(社)徳島新聞社，(株)エフエム徳島，徳島県医師会，阿佐海岸鉄道(株)，
自衛隊

第1章 災害予防

第1節 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

県，市町村は，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業，市街地再開発事業等による市街地の面的な整備，建築物や公共施設の耐震，不燃化，水面・緑地帯の計画的確保，耐震性貯水槽や備蓄倉庫，海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに，防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により，災害に強いまちの形成を図るものとする。

県，市町村及び事業者等は，火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物，緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について，ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

第2 火災に対する建築物の安全化

1 消防用設備等の整備，維持管理

県，市町村及び事業者等は，多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について，法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに，当該建築物に設置された消防用設備等については，災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

2 建築物の防火管理体制

県，市町村及び事業者等は，多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について，防火管理者を適正に選任するとともに，防火管理者が，当該建築物についての消防計画の作成，当該消防計画に基づく消火，通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど，防火管理体制の充実を図るものとする。

3 建築物の安全対策の推進

県，市町村及び事業者等は，大規模・高層建築物等について，避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化，防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに，不燃性材料・防災物品の使用，店舗等における火気の使用制限，安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

火災気象通報等の伝達系統は、第2部第2章第4節「情報通信計画」によるものとする。

市町村長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制については、第2部第2章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

3 通信手段の確保

防災機関は、第2部第1章第15節「防災施設等整備計画」及び第2部第2章第4節「情報通信計画」に基づき、災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 防災機関相互の連携体制

大規模な火事災害時における防災関係機関の連携については、第2部第2章第3節「防災関係機関応援計画」によるものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に備えるものとする。

県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

市町村は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

消防機関は、平常時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

警察本部、県及び市町村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

警察本部は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

県及び市町村は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第8 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4節 防災知識の普及等

防災知識の普及等は、第2部第1章第8節「防災知識の普及計画」によるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、第2部第2章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるほか、次のとおりとする。

第1 災害情報の収集・連絡

1 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

2 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

大規模火災が発生し、また発生するおそれのある場合の各防災機関の活動体制は、第2部第2章第1節「活動態勢計画」及び第2節「県の配備体制及び職員の配置計画」によるほか、次のとおりとする。

県、市町村は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第2 広域的な応援体制

大規模な火事災害発生時における広域的な応援体制については、第2部第1章第15節「広域応援計画」によるほか次のとおりとする。

- 1 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防衛に関し必要な指示をするものとする。
- 2 市町村は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、市町村から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行うものとする。

第3 自衛隊災害派遣要請計画

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、第2部第2章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、要請を行うものとする。

第3節 救助，救急，医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

大規模な火事災害時における救助・救急活動については，第2部第2章第12節「救助計画」及び第13節「消防防災ヘリコプターの活用計画」によるものとする。

第2 医療活動

大規模な火事災害発生時における医療救護活動については，第2部第2章第14節「医療及び助産計画」により実施するものとする。

第3 消火活動

消防機関等は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。被災地以外の市町村は，被災地方公共団体からの要請，相互応援協定等に基づき，消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動

大規模な火事災害時における緊急輸送のための交通の確保，緊急輸送活動については，第2部第2章第32節「緊急輸送計画」及び第33節「交通応急対策計画」によるほか，次のとおりとする。

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，応急復旧，輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

警察本部は，緊急輸送を確保するため，直ちに，一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また，交通規制に当たって，警察機関，道路管理者，小松島海上保安部等は，相互に密接な連絡をとるものとする。

小松島海上保安部は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

第5節 避難収容活動

大規模な火事災害時における避難収容活動は，第2部第2章第10節「避難計画」によるものとする。

第6節 施設，設備の応急復旧活動

防災機関は，専門技術を持つ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7節 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への的確な情報伝達活動については，第2部第2章第6節「災害広報計画」によるもののほか，次のとおりとする。

第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は，被災者のニーズを十分把握し，大規模な火事災害の状況，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。

防災機関は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は，災害発生地の住民等に対し，大規模な火事災害の状況，安否情報，施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また，情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 災害復旧・復興

災害復旧・復興については、第2部第3章復旧・復興計画によるほか次のとおりとする。

第1節 迅速な原状復旧の進め方

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。